

令和7年3月31日

## 有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うこととする。

### 記

#### 1 指名停止の業者（建設工事）

住 所 長崎県佐世保市光町 109 番地

名 称 株式会社堀内組

代表者 代表取締役 山下 忠則

#### 2 指名停止の期間

令和7年3月31日から令和7年7月15日（3.5か月）

#### 3 指名停止の理由

佐々町が令和6年7月に発注した令和6年度松瀬団地（A B棟）給水管改修工事において、同町長が漏らした最低制限価格に近い金額を落札した業者の代表取締役に伝えたとして、元社員が、令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕されたことによる措置。

諫早市入札参加資格者指名停止措置要領

第1「別表第2第6号（競売入札妨害又は談合）」該当

担当課

諫早市企画財務部契約管財課

電話 0957-22-1500